

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和元年八月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和元年八月十九日

2 登録番号

五十七

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニッシヨク

2 代表者の氏名

宍戸 弘基

3 主たる事務所の所在地

広島市西区商工センター一丁目二番四八号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
吉田 保之	広島市東区牛田旭二丁目二〇番一―四〇六号	玄米
西本 士月	広島市安佐北区安佐町久地一六一五番地	玄米